

要望事項 1 原発事故への対応と東日本大震災からの復興について

平成23年3月に発生した東日本大震災から4年以上が経過したが、県民生活や企業活動は依然として厳しい状況が続いている。

各地域では、国の各種支援措置を最大限に活用し、風評被害対策や除染など各分野における取組を積極的に展開しており、北関東磐越五県においても、連携を強化し風評被害の払拭など共同事業に取り組んでいるが、本格的な復興のためには、集中復興期間終了後も引き続きあらゆる面で国の支援が不可欠である。

については、次の事項について早急に対策を講じるとともに、各県における復興の取組に対して積極的に支援を行うよう要望する。

【風評被害対策について】

- 1 観光客の減少が深刻な地域の観光促進キャンペーン、国際会議の誘致等の誘客対策に取り組むとともに、観光客の回復に向けた国内外における五県共同事業について、強力に支援を行うこと。
- 2 中国人個人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域の拡大を図ること。
- 3 中国、韓国、台湾等諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけること。
また、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。
- 4 諸外国の輸入規制の解除に向けた取組状況及び関係国の反応について、関係県に対し継続して状況説明を行うこと。
- 5 食品中の放射性物質に関する国民の理解促進や、県や市町村が実施する検査体制への継続的な支援と国の検査体制の維持に努めるとともに、検査結果の正確な情報発信や、安全性が確認された食品の積極的なPRを行うこと。
また、県や市町村が行う農林水産物等の風評被害対策について、財政支援も含めた積極的な支援を行うこと。

【損害賠償について】

- 1 東京電力福島第一原子力発電所事故がなければ生じることがなかったすべての損害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう、東京電力を指導すること。
また、国策として原子力事業を推進してきた経緯や、原子力災害の実態を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律を改正し、賠償についての国の責任をより明確にすること。
- 2 あらゆる風評被害について、損害の範囲を幅広く捉え、風評が完全に払拭されるまで確実に賠償の対象となるよう、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針に早急に明示すること。
- 3 農機具や農業用施設などのいわゆる償却資産の再取得に要する費用等について、事業再建に支障が生じることのない、的確な賠償がなされるよう東京電力を指導すること。
- 4 農業者・団体が自ら行う農地、農業用施設、樹木、シイタケほだ場などの除染に要する費用について、農業者等に負担が生じないよう基準を明確に示すとともに、確実な賠償を行うこと。
また、農林水産業者・団体が負担した農林水産物の自主検査に要する費用（検査機器、人件費等）について、被害者に寄り添い迅速な賠償を行うよう東京電力を指導すること。
- 5 消滅時効への対応について、東京電力に対して、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払いを遅延させないよう東京電力を指導すること。
- 6 地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等についても、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、確実に賠償がなされるよう、東京電力を指導すること。

【除染対策について】

- 1 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の適用に当たっては、すべての地域において「比較的線量の高い地域」と同等の取扱いとすること。
- 2 汚染状況重点調査地域の指定の有無にかかわらず、除染等の措置に要した全ての費用については、国及び東京電力の責任において万全の措置を講じること。
- 3 河川や湖沼等における実効性の高い除染技術を確立すること。
- 4 森林の除染については、森林内の放射性物質の動態変化など、これまでに集積されている知見に基づき、森林全体の除染の方針を速やかに決定し、実施に移すこと。
- 5 除去土壌等については、国が責任をもって処理施設を早期に確保すること。

【放射性物質に汚染された廃棄物等の早期処理について】

- 1 放射性物質に汚染された廃棄物の処分について、住民理解を得るために国が前面に立って説明責任を果たすこと。
- 2 放射性物質に汚染された浄水発生土、下水汚泥、焼却灰、建設・農林業系副産物等の廃棄物の処分に関し、指定廃棄物については、国の責任において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備し、迅速かつ適切に処理すること。
- 3 8,000Bq/kg以下の廃棄物については、一部で処理が進められているものの、焼却灰や建築・農業系廃棄物などの多くは処理施設が確保されずに保管されたままであることから、引き続き、国の責任において実効性のある処理対策を講じること。
- 4 農業用ダム・ため池等の放射性物質対策等で発生する土砂等を、放射性物質汚染対処特別措置法の対象とし、早急に処理や再利用等の基準を定めること。また、汚染土砂については、国が責任をもって迅速かつ適切な処理を進めること。
- 5 汚染廃棄物対策地域内における建設工事等から発生する廃棄物や汚染土砂等については、その汚染濃度に関わらず、国が責任を持って迅速かつ適切な処理を進めること。
- 6 これらの廃棄物等の収集・運搬、保管、処分及びモニタリングに要した費用について、今後発生するものも含め、国及び東京電力の責任において、万全の賠償を行うこと。

【東日本大震災からの復興について】

- 1 東北横断自動車道いわき新潟線の全線4車線化、東北縦貫自動車道の全線6車線化、常磐自動車道の暫定2車線整備区間の4車線化、首都圏中央連絡自動車道、東関東自動車道水戸線の早期全線供用を図ること。
- 2 災害時の港湾機能の強化のため、直轄事業による防波堤等の外郭施設や耐震強化岸壁等の整備を促進すること。
- 3 災害時の医療体制の強化や福祉サービスの確保のため、災害医療の拠点となる病院の整備、医療・社会福祉施設の耐震・免震化の推進や自家発電装置の整備等に対し、財政支援措置を充実すること。
- 4 都道府県防災行政無線の再整備や市町村における消防救急デジタル無線・防災行政無線の整備、避難所の耐震化、防災拠点施設等の整備など、引き続き防災・減災対策に取り組む必要があることから、緊急防災・減災事業債による措置を恒久化し、安定した財源を確保すること。
- 5 消防防災施設（設備）災害復旧費補助金及び社会福祉施設等災害復旧費補助金については、復旧が進んでいない避難指示区域を有する福島県の現状等を踏まえ、当分の間継続すること。
- 6 災害時に避難所等となる学校施設の耐震化を更に促進するために、小中学校施設については、地震防災対策特別措置法に規定されている国庫補助率の嵩上げを継続すること。
また、 I_s 値 0.3 以上の建物についても I_s 値 0.3 未満の建物と同様の国庫補助の嵩上げ措置を講じるとともに、地方債及び地方交付税措置の充実を図ること。
さらに、躯体の耐震化に加えて、吊り天井等の非構造部材の耐震化についても、国庫補助の嵩上げ等の財政措置の充実を図ること。
また、すべての特別支援学校についても、小中学校施設と同様、国庫補助の嵩上げ措置を講じるとともに、高等学校施設についても、より一層、財政措置の充実を図ること。

- 7 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を運用する国として、電力会社と連携した系統の増強策を講じるとともに、接続可能量や申込状況等に係る情報を、電力会社が随時公開する仕組みを構築すること。

【原子力安全対策について】

- 1 原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の原因を徹底的に究明し、そこから得られた教訓や新たな知見等を総括した上で、国民に明確に説明すること。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見はもとより、国内外における最新の知見を収集し、関係機関や専門家等の意見を聴きながら幅広い議論を行ったうえで、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力施設の安全性向上のため、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むとともに、取組状況や安全性について、責任を持って国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

- 2 原子力規制委員会は、引き続き、高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、関係自治体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

特に、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、改善できる仕組みを構築すること。

また、新規制基準に基づく適合性審査について、設備運用に係るソフト面の規制を含め、厳格かつ迅速に行えるよう審査体制の拡充・強化を図ること。

- 3 東京電力福島第一原子力発電所においては、事故の完全収束に向け、汚染水対策を含めた中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って安全かつ着実に進めること。

また、東京電力に対しては、あらゆるリスクについて不断に検討し、必要な対策を講じるよう求めるとともに、その取組に対する指揮監督を徹底すること。

- 4 放射能に対する国民の不安を払拭するとともに、風評被害を防止するため、国の責任において、放射線のモニタリング調査などを十分に行うとともに、その結果を総合的に国民に分かりやすく説明するなど、必要な対策を強化すること。

- 5 原子力防災対策については、原子力災害が起きた場合の住民の

安全を最優先に捉え、国が責任をもって行うこととともに、原子力災害対策指針の今後の改訂に当たっては、最新の知見や国内外の状況を踏まえつつ、地域の実情を考慮し、国が責任を持って防災対策を担うことを明確にすること。その際、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）などにおいて一時避難所や病院等への防護措置を含む具体的な対策、隣接県への避難を含め策定すべき避難計画の内容などについて、関係自治体の意見を尊重した上で、国としての考え方を早急に示すこと。

また、UPZ外の自治体でも、必要に応じ緊急時に円滑な防護対策を可能とするため、事前の対策について、改めて検討を行うこと。

加えて、原子力の防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。

さらに、資機材の配備やインフラ整備等に必要な経費については、UPZ外の地域における対策に要する経費を含め、国において確実に財政措置を講じること。

6 現在、緊急作業時における被ばくに関する規制の改正について検討がなされているところであるが、さらに迅速な対応が図られるよう特殊部隊の創設などを検討すること。

また、事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法の制定など、国の体制整備に取り組むとともに、関係地方自治体が事故拡大防止に関与する体制についても検討すること。

7 避難行動要支援者の避難については、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる病院や社会福祉施設等の確保など国として具体的な支援体制を確立すること。

8 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、緊急被ばく医療体制、住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時避難所等の整備及び放射線防護対策等について、原子力防災会議が積極的に調整すること。

9 東京電力福島第一原子力発電所事故の検証を行った上で、再処理施設や加工施設及び事故を起こした原子炉などに係る原子力災

害対策重点区域の範囲についての考え方を早急に示すこと。

併せて、廃止措置に向けて長期間停止する原子炉についても必要な対策を示すこと。

- 10 今後の廃炉作業を担う、作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、作業環境の改善や労働災害の再発防止対策等の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことができる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。